

## 博物館相当施設としての指定について

博物館法における「博物館」とは。

歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（後略）。

上記以外の施設については、次の要件を備えていれば「博物館に相当する施設」として指定を受けることができます。

1. 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
2. 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
3. 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
4. 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
5. 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
6. 1年を通じて100日以上開館すること。

指定を受けるためには、愛知県教育委員会への申請が必要です。

## 「博物館に相当する施設」の指定の流れ

- ① 事前打合せ  
指定申請に係る手続きの説明を行います。
- ② 指定要件等についての事前確認  
指定要件等が備わっているか、関係書類等が整っているか等の事前確認をさせていただきます。関係書類等で補正すべき内容があれば、必要な補正を行っていただきます。
- ③ 申請書の提出  
関係書類等を添えて「博物館相当施設指定申請書」を提出してください。
- ④ 形式書類審査  
博物館法に照らし、書面上指定要件を満たしているかを確認します。
- ⑤ 実地調査  
有識者とともに実地調査を実施します。
- ⑥ 指定の可否の決定  
有識者の意見等を参考に相当施設指定の可否を決定します。
- ⑦ 愛知県公式 Web サイト等で公表
- ⑧ 通知